

1. 件名：三菱原子燃料(株)の令和4年度定期事業者検査の実施についての面談
2. 日時：令和4年10月18日(火)10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

三菱原子燃料(株)
安全・品質保証部 安全法務課長 他5名
5. 要旨
 - 三菱原子燃料(株)(以下「事業者」という。)から、令和4年度の定期事業者検査(以下「定事検」という。)の実施方針について、資料に基づいて以下の説明があった。
 - ・令和4年度の定事検は、自主検査等の記録確認で行う。
 - ・定事検の実施期間は、核燃料物質の加工の事業に関する規則(以下「加工規則」という。)により12ヶ月を超えない時期と定められている。当該施設の定事検の起算日は、使用前事業者検査(以下「使事検」という。)の2号検査実施日とする。当該施設の2号検査実施日から12ヶ月を経過する時点において新規規制基準適合が未の状況であることから、令和4年度の定事検は、自主検査の位置付けで2号検査実施日から12ヶ月を超えない範囲で使事検と同内容の検査を実施することとしたい。
 - ・定事検の具体的な検査項目及び方法は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び加工規則に記載がないため、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド(令和元年12月(最終改正 令和3年7月30日) 原子力規制委員会)及び事業者検査に関する運用ガイドライン(2020年7月 原子力エネルギー協議会)を参照し、検査項目及び方法を選定する。
 - 原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - ・定事検の実施については、全て自主検査等の記録確認とせず、加工規則第3条の10第2項に規定されている「一定の期間を設定し、当該加工施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行う」もので、立会検査を実施するものと記録確認によるものを明確にして計画すること。
 - ・定事検の実施時期は、加工規則第3条の9第1項に「その使用が開始された日以降12ヶ月を超えない時期に行うものとする」と規定されていることから、起算日は使

用前検査合格証及び使用前確認証の交付日とするのが良いのではないか。

- ・ 定事検の対象設備については、日常点検で機能確認を実施しているものや他法令に基づき点検が実施されているもの等であっても、定事検の中で結果を確認すべきものは反映すること。
 - ・ 材料等についても経年変化が生じるものについては、一定間隔のもと定事検の中で確認すべき。
 - ・ 本年5月23日に実施した令和3年度定期事業者検査報告（終了時）面談において指摘した内容については、令和4年度定期事業者検査報告（開始時）に適切に反映すること。
- 事業者から、本日の面談結果を反映し、速やかに令和4年度定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）を提出する旨の回答があった。

6. その他

資料：2022年度の定期事業者検査の実施について

以 上